

平成30年度第1回伊賀市青少年センター運営委員会 議事録

■開催日時：平成30年7月25日（水）午後2時～3時30分

■開催場所：ハイトピア伊賀5階 学習室2

■出席委員：19名

森下委員、廣島委員、米沢委員、西口委員、廣岡委員、永井口委員、玉岡委員、坂崎委員、松田委員、森岡委員、峰委員、上山委員、田中委員、中居委員、前川委員、森嶋委員、松本委員、岡山委員、若山委員

■欠席委員：3名

■事務局：谷口教育委員会事務局長兼青少年センター長、中林教育委員会事務局次長
清水生涯学習課長、榮井生涯学習課主幹、林学校教育課主査、
藤林青少年センター主任補導員、高田青少年センター主任補導員

■傍聴者：0名

（司 会）

定刻となりましたので、只今から平成30年度第1回伊賀市青少年センター運営委員会を開催させていただきます。皆様には、何かとご多用のところご出席頂きありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます生涯学習課の清水と申します。よろしくお願い致します。

さて、この委員会は伊賀市青少年センター条例に基づき開催しております。本日は、条例第4条第8項の会議の成立要件であります「運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。」の要件、委員総数22名中19名のご出席を頂いておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、伊賀市審議会等会議の公開に関する要綱第3条に基づき公開を行いますことと、第8条に基づく会議録作成のため、ここからは録音をさせていただきますのでご了承くださいますようお願いいたします。

それでは会議の開会にあたりまして、伊賀市青少年センター長であります伊賀市教育委員会事務局副教育長谷口よりご挨拶を申し上げます。

1. 開会あいさつ

伊賀市教育委員会事務局谷口でございます。みなさまがたにはいつもお世話になりありがとうございます。本日、伊賀市青少年センター運営委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、併せて、当委員を新しく委嘱させていただく方につきましても、引き続きお引き受けいただく方につきましてもよろしくお願いいたします。ここ3週間たいへん暑い日が続いております。市内の学校でも熱中症にならないか気を使いながら、夏休みを迎えたというところでございます。中学校においては、中体連の試合があったり部活があったりと、夏休み中につきま

しても例年にも増して子どもたちの体調管理には気をつけていかなければいけないなというところがございます。

さて、将来を担う青少年が健やかに育っていくことは、親の願いでもありますし、市民全ての願いではございます。しかしながら、いじめの問題や非行そして虐待など、青少年を取り巻くなかで、いろいろな課題が起こっている状況もございます。

青少年センターでも補導など、いろいろな方の協力を得ながら回っていただいております。ゲームセンターなどで青少年や子どもたちを見かけるということはだんだん減っては来ておりますけれども、一方で携帯電話やインターネットの普及によりまして、ネット上でさまざまな犯罪やトラブルに巻き込まれることや、それを使って悪いことをしてしまうというトラブルも見え難くなっている状況がございます。しかし、補導に回っていただくということで、それが犯罪の抑止になっているということは事実ではあります。また、学校においては、この後の報告にもございますが、暴力行為などは極端に減ってきているというところがございます。やはり不登校の子どもが減っていかないといった状況がございます。いじめに関しましては、一昨年からいじめの定義が変わりまして、今は、本人が嫌だと感じたり、いじめと感じたら「いじめ」と捉えることにしようという定義になり、こどもたちの生活の中で、嫌なことやいじめ的なことを早く発見して、早く対応していこうということになりましたので、去年からいじめの件数が非常に多くなってきております。ただ、その中で、大きな事件やいじめがあったというわけではありませんし、早く発見することによって早く解消できるといったことも多くなっております。これも後から詳しく述べさせていただきます。

また、このような子どもたちを取り巻く社会のなかでは、虐待も非常に多くなってきております。警察署や児童相談所など関係機関と連絡を取りながら取り組んでいるという状況もございます。このような状況の中で、教育委員会としましても、学校や地域と一体となって取り組みを進めることが非常に重要だと捉えておりますので、本日の会議のなかからご意見を頂戴して昨年度の反省を基に、今年度の活動に繋げてまいりたいと考えておりますので、この後のご討議をよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

新たに4名の委員を委嘱、1名を任命

~~~~~

## 3. 協議事項

### (1) 平成29年度活動報告について

昨年度の課題の報告 《資料1～4》

(議長) ただいま事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員) 4 ページ下部にある「ライン等による人間関係の見えにくさ、広域化が進んでおり」とありますが、これがSNSのラインを指しているのであれば、表記はSNSの方が良いのではないかと思います。

後、伊賀市の統計調査の事ではないんですが、この間インターネットといじめ問題の統計調査を見ていたところインターネット上で起こるいじめは極めて少ないそうです。インターネット上で悪口、仲間外しをしている人は、現実のクラスの中、部活の中、サークルの中でも二重三重にやっている事が多い、非常に多い、ほぼそうであるという統計調査があったので、案外見えにくいような気がしているだけで、現実世界のクラスの中であるそういう所にもそれが表れているのではないかと思います。もしかすると視点を変えていけば、インターネットにわざわざ私たちが入って行かなくても見えるのかなと思いました。

(事務局) はい。おっしゃる通りで、いじめの中でも学校の中で件数も数えておりますし、小さなことから些細な事も本人が嫌やというならいじめということにしてるんですが、中学校の中ですと、なかなかそれが見えにくいというんですか、部活の中でそういう事があって。それがその後SNSの中に嫌だなと思うものが載ってしまったりするという事も現実にあってですね。部活の中の揉め事がSNSの方にいってしまうとか、そういう状況はやっぱり学校の中からも報告がいくつか報告されているような状況です。だから何も無いところにいじめがあるという訳ではなくて、現実の中の人間関係のトラブルをきちんとしていかなないとなかなか上手く解決という所にはいかないのかなというふうに私自身達も思っているところです。

(委員) はい、ありがとうございます。

(委員) 先程副教育長の仰ってました冒頭の挨拶の中で、いじめが相当な問題があると。私も身近で起こったこともありましたが、当初の1 ページにおける6月とか12月に、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会というのが行われている中で、いじめ等についてもうちちょっと発表しないでもいいような内容等をお聞かせ願えたらと。

少年等の不良のような活動は一人というのもあります。けれどもいじめというのは相手がいるわけですので、やはり深刻な問題も起こっているという風にも聞いておりますので。すみませんが。

(事務局) はい。詳しくは担当の方からまた申し上げさせては頂きますけれども、やはり学校の中でいじめがあってはいけない。これまでは他の県ではございますが、やはり自殺するとか、そういうことで大変な大きな問題、社会問題になったという事もございましてですね。やはりいじめに対してきちっと対応をしていこうという事で。

これまでだったらある程度の期間いじめられていて何回もということであつたら、それはいじめにあげようというのですがそうではなくてですね。もっと小さなことからきちっと見ていって対応していこうと。去年から国の方の方針が変わってですね。早く見て色んな人が見つけて早く対応するのが一番解決に向けて進みやすいと。それで大きな課題になっているのが今のところございませぬし、解決もほとんどの場合は解決をしていきます。

ただ、それがすぐ解決じゃなくてももうその場で謝ったからそれで済むのではなくて、3ヶ月間ですね。最低その子らを見ていこうと。3ヶ月間何も無ければそれは解決しようという事で一応対応をさせて頂いているというような状況でございます。ただですね、見えにくいというのが一番心配ですので。それをどうキャッチしていくのかが学校もそこが一番担任の先生も見ていますし他の先生も見ていますし、学校は必ずアンケートを取って子ども達に年間三回とっております。いじめを見ていませんかとか見た事ありませんか等、これもきちっとさせて頂いて、市の方にも学校にもいじめを「こういう風にしていきましょう」という約束がありますので、それに基づいて対応させて頂いているという事でございます。やっとな県の方も今年4月から県のいじめ問題防止条例も出来ましたので、市も学校も、そして県の方も力を入れてしているような状況でございます。

(委員) はい、ありがとうございます。

(事務局) 関連致しまして、今いじめを巡る学校等の状況について少しお話をさせて頂きたいと思えます。今年度の4月1日に三重県のいじめ防止条例が施行されました。この三重県のいじめ防止条例の特徴と致しましては、子どもたちの意見を取り入れた形で条例を作成したという事で、子ども達の役割もきちんとそこに明記されています。具体的には子ども達はいじめを見た時にそれを見て見ぬふりをしない、傍観しないといった役割がある事がきちっと条例の中に書かれております。それを受けて三重県教育委員会の方では事例別のワークシート等を準備致しまして各学校においていじめが起こっている状況に対して周りの子達がどのように関わっていけるのか、自分はどのように行動出来るだろうかを具体的に行動に繋がるような学習を進めていくという事です。いじめは当然一番無いのが良いですが、いじめを見た、接した時に周りの子がどのようにそれに関わっていくのかによってその後の動きが変わってくるという事で、傍観者にならない取り組みに力を入れていると。

後、副教育長の方からも話があったように、国全体で課題となっているのは、都道府県間でいじめの認知に関わって30倍以上の開きがあるんです。認知する数が多い県と少ない県で30倍以上の開きがあるという事でいじめの認知についてきちんと教職員の中で法律にあった基準で見ましましょうと。いじめられたと感じたのが一回であっても自分が傷ついたりしんどい思いをしたと感じればそれはいじめであると。過去には複数回、執拗、繰り返すであるとか、そういった文言があったわけですが今はもうそういったものはございません。

一回であってもそれはきちんといじめとして学校としても認知をして、その後その子達の状況について関わって。謝罪したら終わりではなく継続的に関係を見ていく取り組みを学校では進めていくと。保護者向けにもそういった認知に関わるようないじめがこういう定義であるという事を学校では取り組んでいますという文章を各学校からも発信していく事も取り組みとして進めております。以上でございます。

(委員) 貴重なご意見を頂きました。君は一人ではないというような形で、よろしくお願い致します。

(議長) はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

(委員) 何度も申し訳ないです。アンケートにはいじめを受けましたあるいはいじめを見たことがあるという風な感じの文言なんですね。国とか県レベルで決まっているものであればそれでもいいんですけど、子ども達が何かされたけれどもそれをいじめと言うのを我慢してしまうとか、あるいはそれはカッコ悪いと思ってしまう場合があるんですよね。結局それを本人も周りもいじめと感じちゃった時にはすでに深刻化している事があって。

例えばいじめを受けたという質問ではなくて、叩かれた、金品を要求された陰口を言われた事があるなどの具体的な設問の方が細かく回答が出るし、詳しい傾向が分かりやすいと思います。傍観者にならないというのも一つではありますが、いじめ関係の統計調査を見ると、大人が介入することでいじめが改善する確率が非常に高くなるんですよね。自分達で解決するというのも一つですが、先生などの大人に伝える促しをする方がいじめが早期解決しやすいのかもしれないと思いました。

(事務局) まさにおっしゃって頂いた通りでございます。子ども達の行動の中には、直接的にいじめの中に入って止められる子というのはおそらく数が少ない。これまでの学習はそこを狙っているということもあって。直接止めに入れない子は何も行動が出来ないということになってしまう訳です。そうではなくて、子ども達一人一人の多様な行動を引き出していこうという事で、いじめを見た、そういったものを感じた場合は大人に伝える事が傍観者にならない為の非常に重要な態度という事で育成を図っていく必要があるということになっております。ご意見ありがとうございます。

(議長) ありがとうございます。いじめについてはやはり学校だけでなく家庭あるいは地域で把握、気を付けて頂く必要がありますので、ここにおみえの関係機関のみなさまのご協力をよろしくお願いします。他にご意見等がありますか。

(委員) 人権擁護委員の会長をしておりますけれども、こちらでSOSミニレターというのが前年度まで法務省の方は秋口からやってたんですが、夏休み等に問題を抱えた人が多いという事で今回から、夏休み前に配りました。さっそく鞆を開けられて何かを入れられたとかいう風に文章では本人が書いてあるけれども、宛先の名前はお母ちゃんの字で書かれてあったと。きっとご家庭で把握されてる事やと思うんです。

今、行政側の話をしたと思うんですけれども、お家に見える時間も結構長いんで、お家の中で何でもっと話をされてないのかなと。文字の場合もそうなんですけれども僕のそこへ来てくれる子は20人以上を超えてるんですけれども、やはりご家庭で話をしていない。誰も聞く者がいない。それを先生が悪いとか、行政が悪い、地区が見ていないとか、責任転嫁をしているような部分もあるので、その辺はご家庭であったりとか、全体が目を向けて行く必要があるのかなと。子どもさんが本当に寂しい思いをされている方が沢山みえて。

文章を見せてもらったり、作文コンクールでも3000通から読ませて頂く事を今年もさせて貰っているんで、去年も3500通読まして頂いたんですけども、その中でいじめの問題なんかでも学校、行政、法律どうのこうのという意味で話をする

事がうまく出来ないという根本的な問題も解決していかないといけない部分であるのかなという風に感じますね。

先程いじめの件数でも、目立ったものについては別としてそういった潜在的な部分は、もう少し警察だとか、ご家庭でもお母さんとかに後でスマホ持って見てと突っばねてしまって本当に受け皿を持っているのかどうかというのは直にすごく疑問を感じる所が多いですね。

それともちょっと教えて下さい。このハイトピアの不適正使用っていうのはなんですか。

（事務局）5階のフロア、ここ5階ですけどね。見て頂いたら分かりますけども、ホールの前に机と椅子があって。そこで子どもたちの多くは涼しいですから勉強をしに来てるんですが、一部昨年度夏休みですが、そこでハイテンションになって走り回ったりして迷惑をかける行為をしたという事例がありました。その事を書かせて頂いています。

(議長) 子ども達の一人一人の行動があるかと思いますが、他に如何でしょうか。

（委員）街頭保護の概要の下から３段目の「青少年の非行対策として、防犯カメラの設置・警察官の巡視の要請などを行う事もある」という文言なんですけど、具体的にこうした方がいいという所があるのか、どういう場合に置こうとしているのかという。事件が起こって頻繁に子どもがそこへよく集まっているから置こうとしているということなのか。

(委員) 警察の場合は、特に犯罪として見られるものでない限りは手を付けられないという状況であります。

コンビニで騒いでいるだとかいろんな問題があるんですけども、あるいはカラオケで子ども達がタバコを吸って態度が悪いとか。何とか警察に回ってもらえないでしょうかねという話もさせて頂く事もあるんですけども、中々警察としてはお金をもらって商売してるんやから、それはお前んとこでちゃんとせえっていう風な感覚の回答が返ってくるんですね。何か犯罪行為がない限りは警察も動きづらい。これは仰るとおりかなと思ってますけれども、我々は五時までですので、その間で何かあれば協力できる所があれば協力させて頂きますという形で、コンビニであったりゲームセンターあるいはカラオケである所を回ってお話をさせて頂いたんですけども。

特に警察に要望という事で今申し上げたところでやるんですが中々思うようには動いて頂けない。向こうには向こうの縛りがあるとは思いますが、そういう状況でございます。

カメラ等の設置につきましても重大な問題が発生した場合にはそういう事も要請していくという事で。私共だけではなくもちろん色々な関係団体にもご相談を申し上げて合同でお願いするという事にもなろうとは思いますが。現在はそういう問題はございません。今の所は。

(委員) 防犯カメラの件ですけれども、私共職育防犯の方から。市役所の前の地下

道を上がって来た所がありますね。あそこには設置してございます。小学校中学校高校との登校下校、それから進学塾に8時くらいまで迎えに来たりしておりますので、そんな時に声かけとか不審者というのがあってはいかんという事で、設置させて貰っております。

あまり知られてないみたいなんですけれども、去年の夏休みに青パト、各住民や協議会でやって頂いてるんですけど、12台には防犯カメラ、ドライブレコーダーが全部設置させて頂きました。学校関係の方も分かって頂いてると思いますけれども、色々な所で協力はさせて頂いております。市役所の前の事も関連して校長会の方にもお聞きしたんです。どこか設置して欲しい所はないかと。どこも言ってきませんでした。言ってこないならそれまでという事でしたので、そんな状況になっております。

(委員) 逆に質問ですけど、そういった予算というのは。

(委員) 何とか集めてるんですが年間でしたら30万程度くらいあったら出してるんですけれども。

(委員) 付けて頂きたいんですけどもどこへ頼んだらいいんだろうどうしたらいいんだろうという事も充分周知されてない所もあるかなと思うんですよね。

(委員) そういうこともあって一番最初は市役所のある所へ付けたっていうのがいきさつなんですけども。学校の登下校時ということではなくて不審者がいたり色々な問題があるので。中にはバイクに乗ってナイフを持って走ったという事もあったりして。解析したんですけども少なかったとかそういう事があったので。

(委員) もしそんな話があったら職域防犯組合さんの所にお問い合わせしたらええんじゃないですか。

## (2) 平成30年度活動概要について

### 《資料の通り説明》

(議長) 少し進めて参ります中で平成30年度の活動概要という事で説明を受けました。ご意見を賜りたいと思います。

(委員) よろしいでしょうか。私もここ常年くらいからですけども、大分この間でも子どもらの生活が変わってきました。それで私らも警察の関係の方々などと一緒に補導活動をしてるんですけども、その間にスマートフォンの犯罪であったり、例えば子どもの不登校が多くなってきたのも、今小学校にしても中学校にしても四時間ぐらい家でゲームをしているとか、そうすると睡眠時間、食べる時間も減って次の日は学校に行きにくいとか、現状が段々変わってきてる中で同じところをしながらやってるんですけども。一回こういう中で補導するのも大事なんですけど、意見交換をする場をたくさん持っていないと、子どもだけでなく保護者とか地域も巻き込んでいけないとどうも上手い事進んでいけないような気がします。それで三重県いじめ防止条例が4月から施行ということも聞かせて頂きました。ちょっとした説明を受けたんですけども、企業とかそういうところも含めてやっていくとか、それですらまだ

私らの所にも何も分かっていない状態ですので、もっと広くいろんな意見なりを収集して頂いて発信して頂く事も必要かなと思いますので。その辺よろしくお願いしたいなという事です。

(議長) はい、ありがとうございます。その辺り今後の取り組みについては。

(事務局) 今おっしゃって頂く通りで、単純に子ども達が非行に走ってしまうというような状況ではなくて、さっきの不登校の問題でも家庭の中に中々課題があつてですね。子どもが家出をするというような事案があつてもその事をもう少し追及してみると虐待があつたとかですね。そうすると警察の方も虐待があるという事で児童相談所に関係があるんですけども。家出の方が先にしていますから警察の所に動いて頂くと、今度は保護者の方も家出届を出してしまうと虐待が見えてしまうという事で中々出してくれないとかいろんな状況がございまして。個人情報に関係もあつて中々全部出しきれない部分がありまして。だけど子どもがいないという状況の中で警察の方にも動いて頂いたり児童相談所の方に動いて頂いたりという事でその事件のところで関係機関と話をさして頂いて取り組んでいって様々ご協力を頂いているという状況でございます。

ただ地域の中でもですね、先ほど申し上げて頂いたように不審者もおりますし、交通事故の問題もございまして、それぞれ見回りをして頂いたり補導に回って頂いたりという事で大変協力を頂いてありがたく思ってる所です。色んな情報をですね、こういう状況が伊賀市にあるという情報交換をですね出来るだけお互いにしていくような事も必要かなという風に思っている所でございます。

(議長) はい、ありがとうございます。他に如何でしょうか。

(委員) 30年度の活動概要を見せて頂いてるんですけども、虐待について最近大分増えてますので、その事についても一応活動概要の中に入れて頂いたら結構だと思うんですが。

まだ虐待については色々皆様ご承知のように被害がたくさん報告されています。やっぱり多いのは心理的虐待。身体的虐待については、様子やあざなどよく分かってるんですけども心理的虐待というのは中々見つけにくいという事です。これはどういう事かという、子どもの前で夫婦が喧嘩をしてそれによって子ども達が怯える事も多々あるという事で三重県の中では370件ぐらいだという事でこれからいじめの問題もそうなんですけれども。おそらくいじめ防止条例もこの虐待についても出てくるんじゃないかという事で、一つ青少年の中でもこういう問題について地域あるいは家庭ももちろんなんですけれども、順を追って将来を担う子どもたちにそういう見守る流れをつくって行かなければならないかなとこのように思う訳でございまして。

この活動概要の中に一点だけでも入れて頂いたらいいかと思うんですけども。

(議長) はい、ありがとうございます。

(事務局) それについて、福祉事務所の田中所長如何でしょうか。

伊賀市の中で児童虐待について、青少年センターは児童という対象よりももう少し大きい子ども達を見守るという体制でございますが、子どもたちの児童虐待について

早期発見に繋がるような取り組みというのは福祉事務所の方では行って頂いてるんでしょうか。

その点をお聞かせ頂きたいんですけども。

(福祉事務所長) 児童相談所さんも取り組んで頂いてる所でございまして、お互いにおっしゃって頂いたようにですね、通報件数というのは年々増加しております。色々な見方があるかと思います。

周りの方が気づいて頂いて通報する、今までは見て見過ごしていた部分というのが通報という形で件数として挙がってきているという部分もあるかと思うんですけども。家庭環境、色々私共も相談を受ける中でですね、複雑な家庭環境という風なそういう家庭も出てきているのも確かでございます。

後程また市長さんにも見て頂きたいんですけども、私共も市の専門員として相談員というのも昨年だったかな、増員をしまして。体制の強化も図っておる所でございますし、青少年センターさんとの連携というのも今まで以上に果たして頂かなあかなというのが私の感想でございます。

(事務局) ありがとうございます。それでは児童相談所の方から市内の虐待の発見に繋がるような活動等をされているというような事例がございましたらお聞かせいただきたいのと、虐待の早期発見についてどのようにお取り組み頂いているのかについてもご紹介頂きたいと思いますが、如何でしょうか。

(委員) こちらの方には主に通告という事で学校教育機関さんと市役所の方と民間というか近隣住民からの通告。最近増えているのは警察からのDVに関する通告がすごく増えてまして。特に最近は各関係機関との連携っていうのをするようにという事で上からも言われてますので、とりあえず全件というのはまだ今の所難しいかもしれないんですけども、情報は共有させて頂いて取り組んでいるという状態であります。

早期発見という事に関しましては、こちらからは何もない所に行くというのは難しいので、情報を頂いてからということで動かしてもらってるという状態ですね。

(委員) ちょっと宣伝になるんですけども、子どもの今言う虐待の問題では津の法務局で子どもの110番という専用電話で私たちが受付してまして。県からは2件くらいかな。大体は親御さんから逆に連絡があったり子どもさんから連絡があったり色々様々なんですけれども、大体そのくらいあります。

伊賀市の中におきましても私共人権擁護委員会では月水金を本局の伊賀支局の中の2階で定期駐在をしております。その子どもたちの虐待もそういったいじめも含めて対応をさせて頂いております。それから保護者会の方ではこのリージョンプラザ3階に7月1日からサポートセンター、51局の8957、はやくこなという事でサポートセンターも開設させて頂いてるんですけども。常駐をさせて頂いて犯罪に繋がる青少年の問題のよりどころというか相談窓口も持っておりますので、もし皆さん方の中でそういったようなことがあれば応募して頂ければと。そういった対応をさせて頂きたいと思っております。

(議長) ありがとうございます。他にご意見あるいは活動報告でも結構です。

(委員) 三重県の少子化対策としての活動なんですけれども、今家庭教育応援という事をすごく頑張ってます。何か事が起きる前に家庭での親御さんとかで悩まれてる方がすごく多いと思うんですね。それで相談する場所がなくて子どもが孤立していくとかっていう事もあると思いますので、各関係機関に繋がれるようにお父さんお母さんたちがＳＯＳ出せるようにそういう場を広げていきたいと思って連携を上手くしていこうとしています。

社会福祉協議会さんにも協力頂いてると思うんですけれども、困難を有する若者支援という事でそういう横の繋がりをすごく強くしていきたいなという事で。伊賀市さんにもその辺をお願いしたいなと思ってます。

後、私達と一緒に有害図書などの立ち入り調査もさせてもらってるんですけど、それと合わせて最近はフィルタリングの方も力を入れ始めてまして。啓発活動も行ってるんですけどやっぱり親御さん世代の方がフィルタリングに対する意識がまだちょっと高くないというのもある。中々広めていくという場が見つからない状態になってまして。何か機会とかきっかけがあれば教えて頂けたらなと思ってます。

(議長) ありがとうございます。

(委員) 宜しくお願いします。

(事務局) 生涯学習課は公民館の方も担当しておりまして、各公民館の方の活動の中に docomo の方から、今ちょっと手元に資料を持ってないんですけれども、親御さんを対象に正しい使い方を親御さんが子どもさんと一緒に相談できるようなそういう知識をつけるために、それからまた高齢者の方が自分のお孫さんがスマートフォンをお持ちになってる世代の方が沢山いらっしゃる。自分達はよく分からないけれども、孫が使っているののでいじめに遭っていたりはしないのかっていうようなご心配をされているという対象が多いものですから。講座の中でそういったＳＯＳを早く知るためにというような講座を開かせて頂いております。

実は個人的になんですけれども、中学校の地域の地区懇談会に昨日出席して参りましたら、そちらの方でもやはり親御さんの中でスマートフォンをお持ちの世代の子どもさんの数が８割ぐらいを占めているという中で自分の子どもがこういった使い方をしているのかという所を分かりづらいというような話を頂いておりました。学校としても地域の企業の方にも、それから色々な機関と連携をしながら研修会等を持って頂いてるように聞いております。

伊賀市内の方でも学校の中で取り組みを進めて頂いているという風に聞かせて頂きましたが、もしご紹介頂けるのであれば校長会さん、所属の学校の方では如何して頂いているのかご紹介頂けたらと思いますが。小学校さんでしたか。はい。

(事務局) 今はどうしてるかまでは把握してないのであれなんですけれども、学校でも保護者対象にＮＴＴとか、ソフトバンクとか、そういう所にタダでそういうのをしてくれてる所がありますので実際に来てもらって保護者対象に話を聞くとか。あるいは逆に子どもにね。小学校であれば中学校にもあったかな。

実際に人権に関わるものとなってますので、実際の学習の中で扱ってするとか、活

動はそれぞれしてると。

(校長会委員) その件ではですね、伊賀ではN T Tさんと a u さん docomo さんソフトバンクさんもそうですね、専門員を無料で派遣してくれてまして。私共も含めてやってる中では去年も3件やらせて頂いて。小学校は30年度は3校行かして頂いてもう既に数校の小学校は行かして頂いたんですけども。

後、幼稚園の保護者参観なんかも幼稚園保育所は伊賀で8園、それから名張で8園、今年も計画に入ってます。保育参観も含めてやって頂く所と、子どもだけの場合は子どもだけでいじめはだめですよという啓発だけに終わる場合と、保護者の場合には虐待も含めてスマホやとか総合的な部分約一時間少し再スタートという事で私共では年間街頭を含めて15件ぐらいの啓発の中ではいじめとかスマホの使い方とかいう事をさせて頂いています。

昨年度の青少年育成ネットワーク作り研修会でも、来賓の方に来て頂いてですね。何が危険なのか、どういう点に保護者は注意をしなければならないのかというような点についての研修会をして頂きましたし、去年まで私が所属させて頂いていた阿山の人づくり市民会議というのがあるんですが、委員さんも来て頂いてますが、そこでもですね、昨年一昨年、今年も青年等に関わっての研修会をするような形になっています。それが先程言われたように横の連携がないのですよね、どこでどんな研修会してるのか分からないというような事もあってですね。何もしてないのかなと思ってしまったりする事もあると思います。

(事務局) そうですね。多分お母さん方が同じようなプリントをもらってという事もよく聞きますし、そういうのを連携できればいいのになっていうのもありますし。

後はやっぱりその場に出てくる人っていうのは興味のある方ですので、出てこない方に届くような何かアプローチの仕方とかがあればなっているのを考えてはいます。

(委員) 一つ、実はそのアプローチの仕方のヒントになるなというのを。

こないだ、三重県のPTA連合会の会議の中で聞いてきた事がありまして、元々桑名市のPTA連合会が始めたスマホお休み運動やったかな。それを今年からですね名張市の方がそれに見習ってこの夏休みの宿題で親子でスマホについて考える、考えて何か作品を作るっていうような宿題を出しているそうです。多分そういう風な事をすると、子どもだけでやっちゃうとか、未提出の子がいるかもしれないですけども、親子で話し合いをして、何か作ってくる。ですので今まで興味の無かった人なんかでも何とか無理やり頑張ってるじゃないですけど、引き込まれる運動になるのかなと一つそういうのがいいなと思ってるとは思いますが。

(委員) いいですね。

(議長) ありがとうございます。他に如何でしょうか。

他に無い様でございますので、第2項の平成30年度活動概要についてのご意見等がこれらの内容ですので終わらせて頂きたいと思っております。大変色々なご意見を頂きました。平成30年度についてもしっかりと子ども達を見守って頂く方針で宜しくお願い致します。大変長時間ご審議をありがとうございました。

少子化というものの、子ども達が大変厳しい中で育ち、犯罪に巻き込まれている状況がございます。地域あるいは各種団体でしっかりと子ども達を見守りながら横の連絡をしっかりとしていきたいなと思っておりますので、皆さま方も一つどうぞ宜しくお願い致します。大変不慣れな司会というか議長でございましたが、大変ご協力頂きまして、厚くお礼を申し上げまして終わらせて頂きます。ありがとうございます。

(司 会)

委員長様、ありがとうございました。皆様、長時間熱心にご審議頂きましてどうもありがとうございました。今後は、本日の委員会で提案して頂きましたこと、またご意見を頂きましたことにつきまして、課題も整理しながら今後の活動方針に基づきまして青少年育成に取り組んで参りたいと考えております。今後とも青少年健全育成のため、委員の皆様のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、これで第1回伊賀市青少年センター運営委員会を終了させて頂きます。ありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。